

基準日設定につき通知公告

当社は、平成30年12月10日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので、公告します。

平成30年11月22日

大阪府堺市堺区山本町六丁124番地

代表取締役社長 工藤 孝幸